

自動扉保守点検サービス仕様書

(レギュラーメンテナンス契約)

1 保守点検サービス業務の対象範囲

- ・ドアエンジン駆動部装置
- ・ドアエンジン懸架部装置
- ・ドアエンジン制御部装置
- ・ドアエンジン操作スイッチ及び検出スイッチ

2 保守点検サービス業務の対象外範囲

- ・建具類（硝子、サッシ、振れ止め、ガイドレール類、鍵錠など）
- ・設備類（テンキー、キースイッチ、集合インターホン、非常開放スイッチなど）

3 保守点検サービス業務の内容

① 定期保守点検は次の項目とする。

- ・ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- ・ドアエンジン開閉速度、クッション作動の異常有無の点検及び調整
- ・ドアエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整
- ・自動扉の正常動作状態（扉の異常振れ、振動、騒音等）の点検及び調整
- ・消耗部品の点検および消耗著しい部品の取替え

② 定期点検以外の故障時などの保守点検サービス

- ・受託者は、委託者からの故障連絡に対応して、技術員を派遣して委託者からの指摘事項に係る本装置の点検調整を行なう。

4 保守点検サービスにおける保守部品の負担区分

① 定期点検および故障修理時の技術サービス員の派遣費および技術費は無料とする。

② 本装置の次の部品等は無料とする。

- ・本装置のヒューズ
- ・作動オイル、油脂類
- ・標準ライナー
- ・ボルト類、ビス類

③ 上記②以外の取替え部品費用は委託者の負担とし、取替工事費及び派遣費は受託者の負担とする。

④ 下記の工事、修理に掛る費用は委託者の負担とする。

- ・ 委託者の要望による本装置の仕様変更や改造に伴う工事費・派遣費
- ・ 契約対象自動扉装置の更新、移設に伴う工事費・派遣費
- ・ ドアエンジン検出スイッチに、床埋め込みスイッチ(電子マットスイッチ等)がご利用されており、スイッチ本体に修理や取替えを行う必要が生じたときの「はつり」・「床仕上げ工事」費用